

島根原子力発電所第2号機 審査資料	
資料番号	NS2-添1-002改01(比)
提出年月日	2022年2月14日

先行審査プラントの記載との比較表

(VI-1-1-2 人が常時勤務し，又は頻繁に出入する原子力発電所内の場所における線量に関する説明書)

2022年2月

中国電力株式会社

本資料のうち，枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）
 波線・・記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■・・前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2 人が常時勤務し，又は頻繁に出入する原子力発電所内の場所における線量に関する説明書）

東海第二発電所（2018. 10. 12 版）	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機（2020. 9. 25 版）	島根原子力発電所 2 号機	備考
		VI-1-1-2 人が常時勤務し，又は頻繁に出入する原子力発電所内の場所における線量に関する説明書 目 次 1. 概要 2. 場所の区分 2.1 管理区域 3. 遮蔽設計上の基準線量当量率 4. 被ばく線量の管理方針	・東海第二には当該資料がないため，柏崎 7 号との相違箇所を記載する

3. 遮蔽設計上の設計基準線量率

通常運転時の遮蔽設計上の外部放射線に係る設計基準線量率(以下、設計基準線量率)は、その場所での最大滞在時間を推定し、この時間を基にし、次のようにした。

区分		設計基準線量率
非管理区域	A : 非管理区域	1. 3mSv/3 か月以下*
管理区域	B : 週 48 時間以内立入るところ	0. 01mSv/h 以下
	C : 週 10 時間以内立入るところ	0. 06mSv/h 以下
	D : 週 5 時間以内立入るところ	0. 12mSv/h 以下
	E : ごく短時間しか立入らないところ	0. 5mSv/h 以下
	F : 通常立入らないところ	0. 5mSv/h 超過

注記* : 設計基準線量率は、500h/3 か月を考慮し、0. 0026mSv/h 以下とする。

上表に基づく屋外配管ダクト(ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物)の遮蔽設計上の区域区分を図 3-1 に示す。

管理区域である既設の屋外配管ダクト(ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物)に今回新設する B-ディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽及びトレンチを接続することから、この境界を新たに管理区域境界として設定する。

ここで示した設計基準線量率は、遮蔽設計を行う上で基準となるものであり、建物内の生体遮蔽装置の設計方針、設計方法及び計算結果については、VI-4-2-3「屋外配管ダクト(ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物)の生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書」に示す。

4. 被ばく線量の管理方針

上表に示した作業時間は、毎週必ず行われるものではなく、立ち入りに対する制限は、線量率、作業時間及び個人の被ばく線量等を考慮して定める。

なお、個人の被ばく線量については、我が国の現行法規に規定された限度を十分下回るように管理する。

・基準線量率の相違
【柏崎 7】
プラント設計思想の相違による基準外部放射線量率の相違

・設備の相違
【柏崎 7】
管理区域設定場所の相違

・記載方針の相違
【柏崎 7】
島根 2 号機は、生体遮蔽の設計方針等について VI-4-2-3 に記載

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)

柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 9. 25 版)

島根原子力発電所 2号機

備考

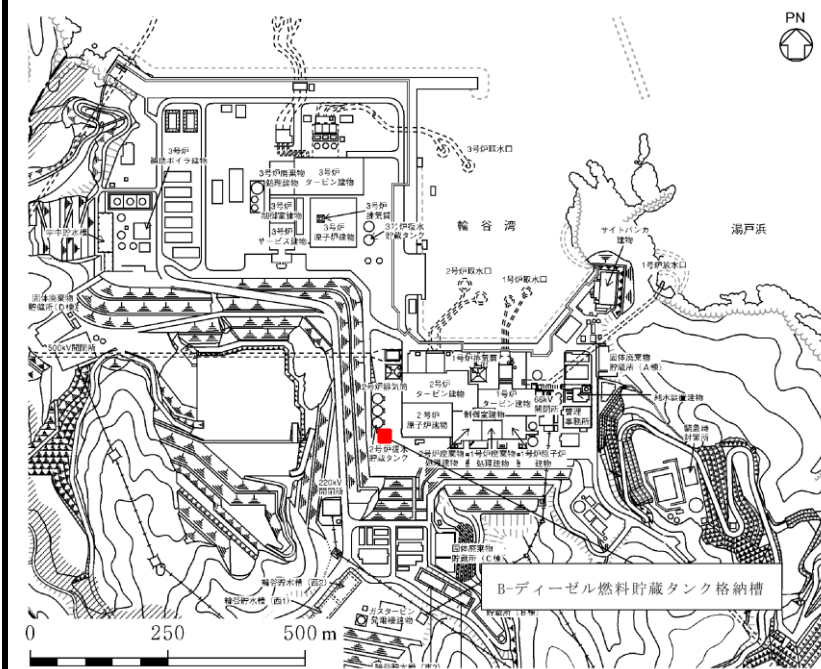


図 1-1 B-ディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽設置場所

・設備の相違
【柏崎 7】

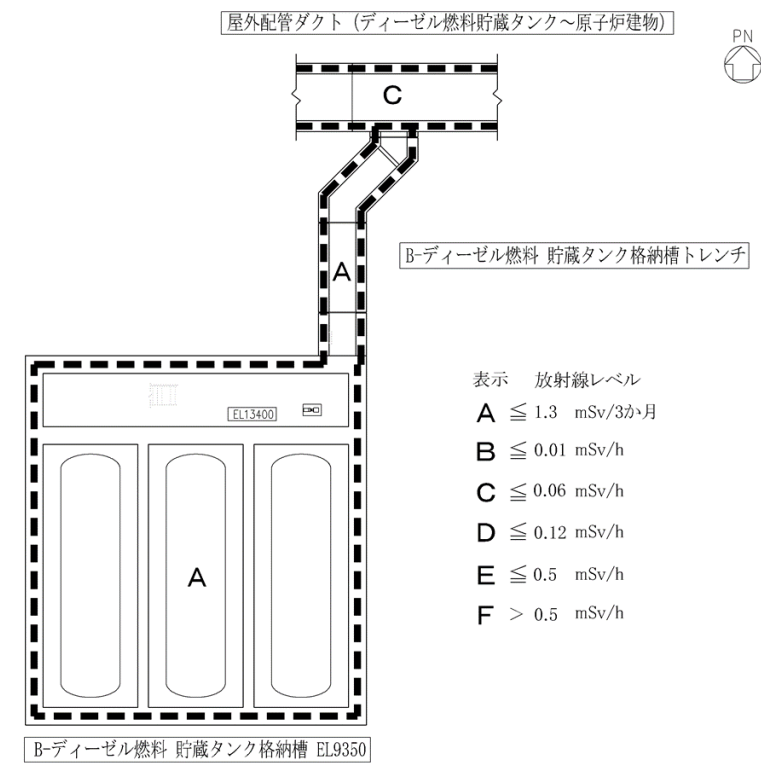


図 3-1 区域区分図

・点線囲いは、区域区分範囲を示す

・設備の相違
【柏崎 7】

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2号機	備考

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考